

「ウクライナ人道危機救援金」の受付期間を延長します

ウクライナ各地で激化している戦闘により、人道危機が悲惨さと深刻さを増している状況を受け、日本赤十字社ではウクライナ人道危機救援金の受付期間をさらに延長しました。それに伴い、中津川市でも救援金の受付期間を延長します。

■受付期間

令和4年3月18日（金）から令和5年3月31日（金）まで

※令和4年10月1日（土）から6か月間延長

■受付場所

健康福祉会館、市役所本庁舎、にぎわいプラザ、各総合事務所・地域事務所、中央公民館、市立図書館、市民病院、坂下診療所、苗木遠山史料館、東美濃ふれあいセンター、落合本陣

■救援金の送付等

いただいた救援金は、日本赤十字社岐阜県支部に送金します。

お問い合わせ先

市民福祉部 社会福祉課 担当者：大橋

電話：0573-66-1111（内線616）